

HOUSE PLUS

住宅瑕疵担保履行法対応

ハウスプラスすまい保険 ▶ ご案内

中小企業コース

既着工新築住宅
向けメニュー

転売特約



ハウスプラス住宅保証株式会社

国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号

改定

10.06.21



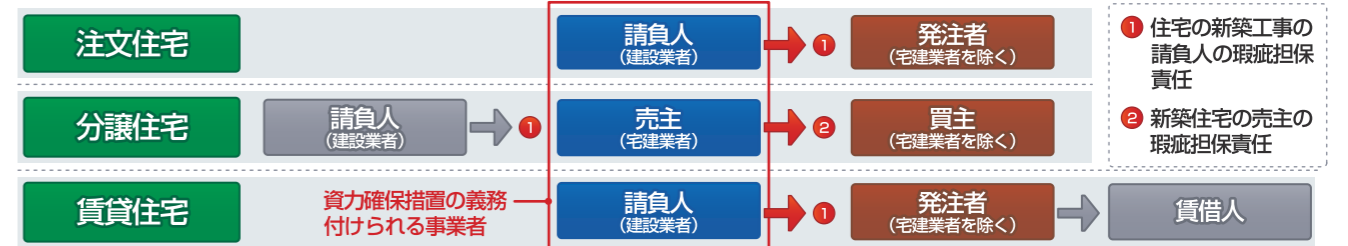
HOUSE PLUS

住宅瑕疵担保履行法について

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)が平成21年10月に全面施行され、新築住宅を供給する建設業の許可を受けた建設業者または宅地建物取引業者には資力確保措置として、保証金の供託または保険への加入が義務付けられます。

義務付けの対象事業者

売主等に資力確保措置が義務付けられるのは、所有者となる発注者または買主(宅建業者を除く)に新築住宅を引き渡す場合です。代表的なケースは次のとおりです。



保険への加入について

保険(住宅瑕疵担保責任保険)への加入とは?

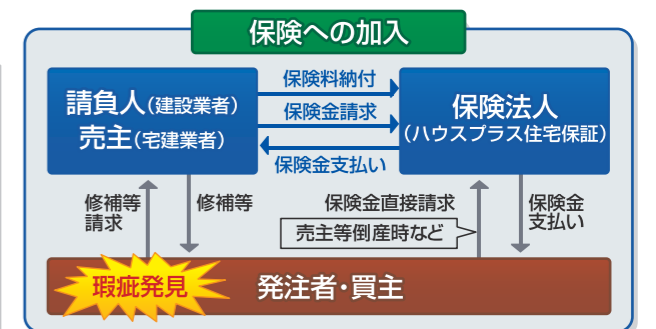
新築住宅の売主等が、国土交通大臣の指定する保険法人との間で保険契約を締結し、瑕疵が判明した場合、その修補費用等が保険金によりてん補される制度です。なお、保険は右記の条件を満たす必要があります。

保険契約の条件

1. 売主等が保険料を支払うものであること
2. 売主等の瑕疵担保責任の履行による損害をてん補すること
3. 売主等が相当の期間を経過しても瑕疵担保責任を履行しない場合には、発注者もしくは買主の請求に基づき損害をてん補すること
4. 保険金額が2,000万円以上であること
5. 10年以上の有効な契約であること 等

発注者・買主による直接請求

売主等が倒産しててん補が行えない場合等は、発注者や買主は、保険法人に直接保険金を請求することができます。



保証金の供託について

保証金の供託とは?

引き渡した新築住宅に瑕疵が判明した場合、売主等が自ら修補するのが原則ですが、倒産などにより修補が困難になった場合に備えて、現金や有価証券等を法務局などの供託所に預け置く制度です。

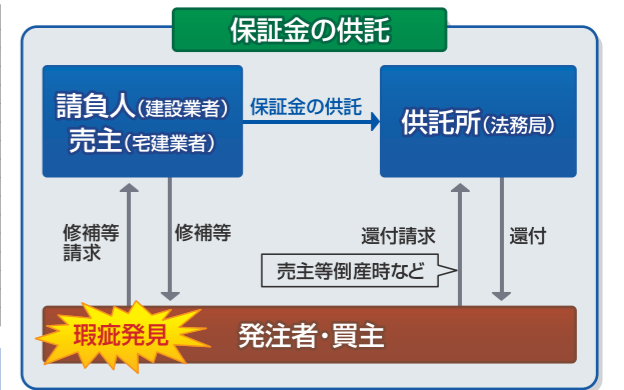
供給戸数(超~以下)	供託額
1	2000万円 × 戸数
1 ~ 10	200万円 × 戸数 + 1800万円
10 ~ 50	80万円 × 戸数 + 3000万円
50 ~ 100	60万円 × 戸数 + 4000万円
100 ~ 500	10万円 × 戸数 + 9000万円
500 ~ 1000	8万円 × 戸数 + 1億円
1000 ~ 5000	4万円 × 戸数 + 1億4000万円
5000 ~ 1万	2万円 × 戸数 + 2億4000万円
1万 ~ 2万	1万9000円 × 戸数 + 2億5000万円
2万 ~ 3万	1万8000円 × 戸数 + 2億7000万円
3万 ~ 4万	1万7000円 × 戸数 + 3億円
4万 ~ 5万	1万6000円 × 戸数 + 3億4000万円
5万 ~ 10万	1万5000円 × 戸数 + 3億9000万円
10万 ~ 20万	1万4000円 × 戸数 + 4億9000万円
20万 ~ 30万	1万3000円 × 戸数 + 6億9000万円
30万 ~	1万2000円 × 戸数 + 9億9000万円

(例) 2000戸の場合 4万円×2000戸+1億4000万円=2億2000万円

供託された保証金の取扱い

供託された保証金は、一定の条件を満たした時に新築住宅の発注者や買主からの請求により必要な金額が還付されます。

供託額の算定のもととなる供給戸数とは、瑕疵担保責任を負っている住宅の戸数すなわち過去10年間に引き渡した住宅の戸数です。



保険契約を締結した住宅の紛争処理について



住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)に加入している新築住宅において、請負人・売主と、発注者・買主との間で紛争が生じた場合、指定住宅紛争処理機関(弁護士会)による紛争処理手続き(あっせん、調停または仲裁)を利用することができます。

※ 付住宅の事故に関する保険金お支払いについて保険法人と紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会に審査を請求することができます。詳細・条件等は当社までお問合せください。

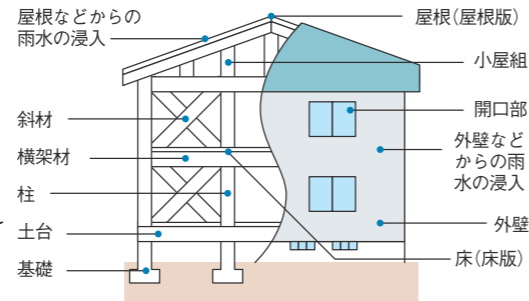
戸建住宅のケース

対象となる瑕疵担保責任の範囲

木造 在来軸組工法の戸建住宅の例

住宅瑕疵担保履行法では、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任を対象としています。

2階建の場合の骨組み
(小屋組、軸組、床組)等の構成



サービスメニュー 戸建住宅

ハウスプラスすまい保険では、戸建住宅を対象として3つのプランをご提供します。

●性能評価付優良プラン

登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価を受けた、耐震等級2以上かつ劣化対策等級3以上の住宅

●性能評価付プラン

登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価を受けた住宅

●標準プラン

当社または当社の検査機関の検査を受けた住宅

※当社の検査機関とは、検査管理体制等で当社と提携する機関をいいます。

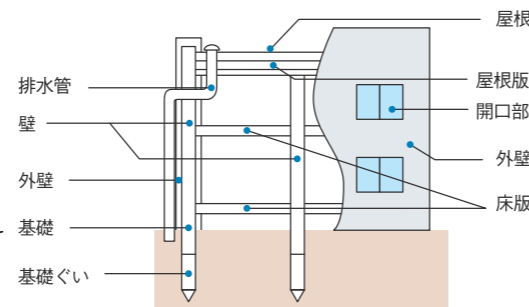
共同住宅のケース

対象となる瑕疵担保責任の範囲

鉄筋コンクリート造 壁式工法の共同住宅の例

住宅瑕疵担保履行法では、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任を対象としています。

2階建の場合の骨組み
(壁、床版)等の構成



サービスメニュー 共同住宅

ハウスプラスすまい保険では、共同住宅を対象として3つのプランをご提供します。

●性能評価付優良プラン

階数が4以上(地階を含む)であって、性能評価付プランの検査回数に当社の指定する階層の検査を2回以上追加し、かつ登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価を受けた、劣化対策等級3以上の住宅

●性能評価付プラン

登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価を受けた住宅

●標準プラン

当社または当社の検査機関の検査を受けた住宅

※当社の検査機関とは、検査管理体制等で当社と提携する機関をいいます。

▶ 特約について

転売特約

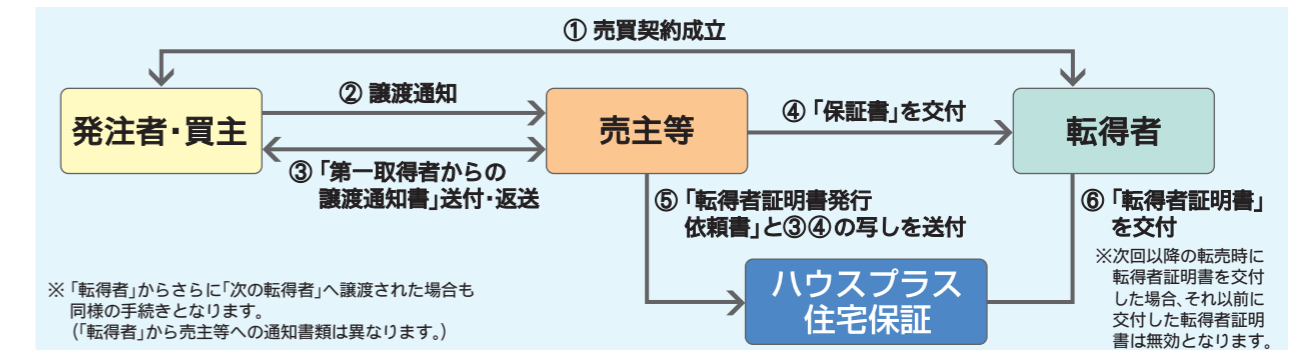
○概要

従来の保険(住宅瑕疵担保責任保険)制度においては付保住宅が譲渡された場合、当該付保住宅の新たな取得者(転得者)には保険契約が引き継ぎされませんが、この特約を付帯することで、保険期間中の譲渡であれば、転得者についても当社へ直接保険金を請求することが可能となります。

○付帯方法

- 対象 : 保険契約時の同時付帯あるいは契約後の追加付帯いずれも可能 ※この特約の認可(平成21年11月19日)以前の保険契約についても追加付帯が可能です。
- 付帯方法 : 同時付帯 ⇒ 契約申込書の特約欄を使用します。
追加付帯 ⇒ 「転売特約追加付帯申請書」にて届出します。 ※特約付帯手続き完了後、当社より売主等へ「転得者証明書発行依頼書」を送付します。
- 事務手数料: 同時付帯、追加付帯いずれも無料です。

○「転得者証明書」交付までのフロー(特約を付帯したうえでのお手続となります。)



- ①~③ 発注者・買主は転得者との売買契約成立後、まず売主等に対し保険付保住宅を転得者に譲渡することを通知し、そのうえで、「第一取得者からの譲渡通知書」を売主等に提出(通知)
- ④ 売主等は転得者に対し保険付保住宅について発注者・買主へ負担している住宅瑕疵担保責任と同等の内容を保証する約定を締結し、「保証書」(書式の雛形は当社でもご用意しております)を交付
- ⑤ 売主等は当社に対して、保険付保住宅が譲渡される旨を通知し、「転得者証明書発行依頼書」(特約付帯後に当社より売主等へ送付)、③の通知書および④の約定の写しを提出
- ⑥ 当社より転得者に対し「転得者証明書」を発行・交付

<事故発生時>

保険事故発生時(売主等倒産等の場合)、転得者は当社に直接保険金を請求することが可能。

※ なお当社が保険期間を通じて1付保住宅について支払う保険金の額は、保険金請求の時期または被保険者もしくは住宅取得者の数を問わず、2,000万円を超えないものとします。

共同企業体特約

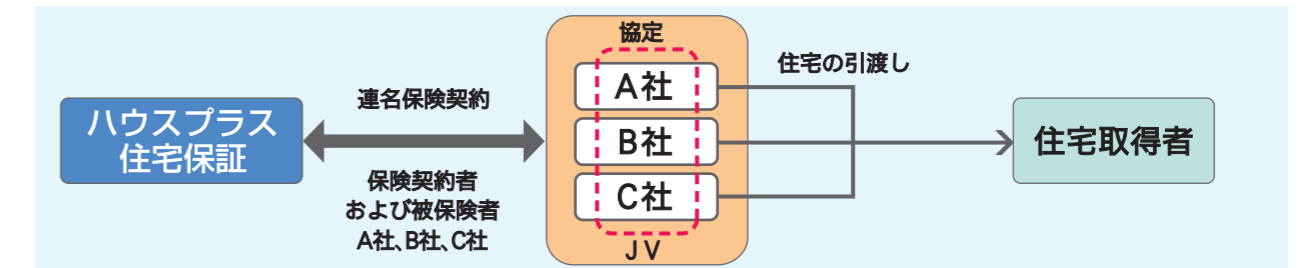
○概要

1棟の住宅に対し瑕疵担保責任を負う共同企業体(JV)を構成する事業者が、連名によって1つの保険契約を締結することができる特約です。

○契約形態 ※すべての参加事業者が保険利用の場合

- 保険契約者または被保険者を共同企業体参加事業者の連名とする1契約となります。
 - 参加事業者の間で以下の内容を規定した協定を交わしていただく必要があります。
- ① 事務幹事会社の選定
 - ② 事務幹事会社と参加事業者の連絡体制

※ 事前にすべての参加事業者の事業者届出が必要です。



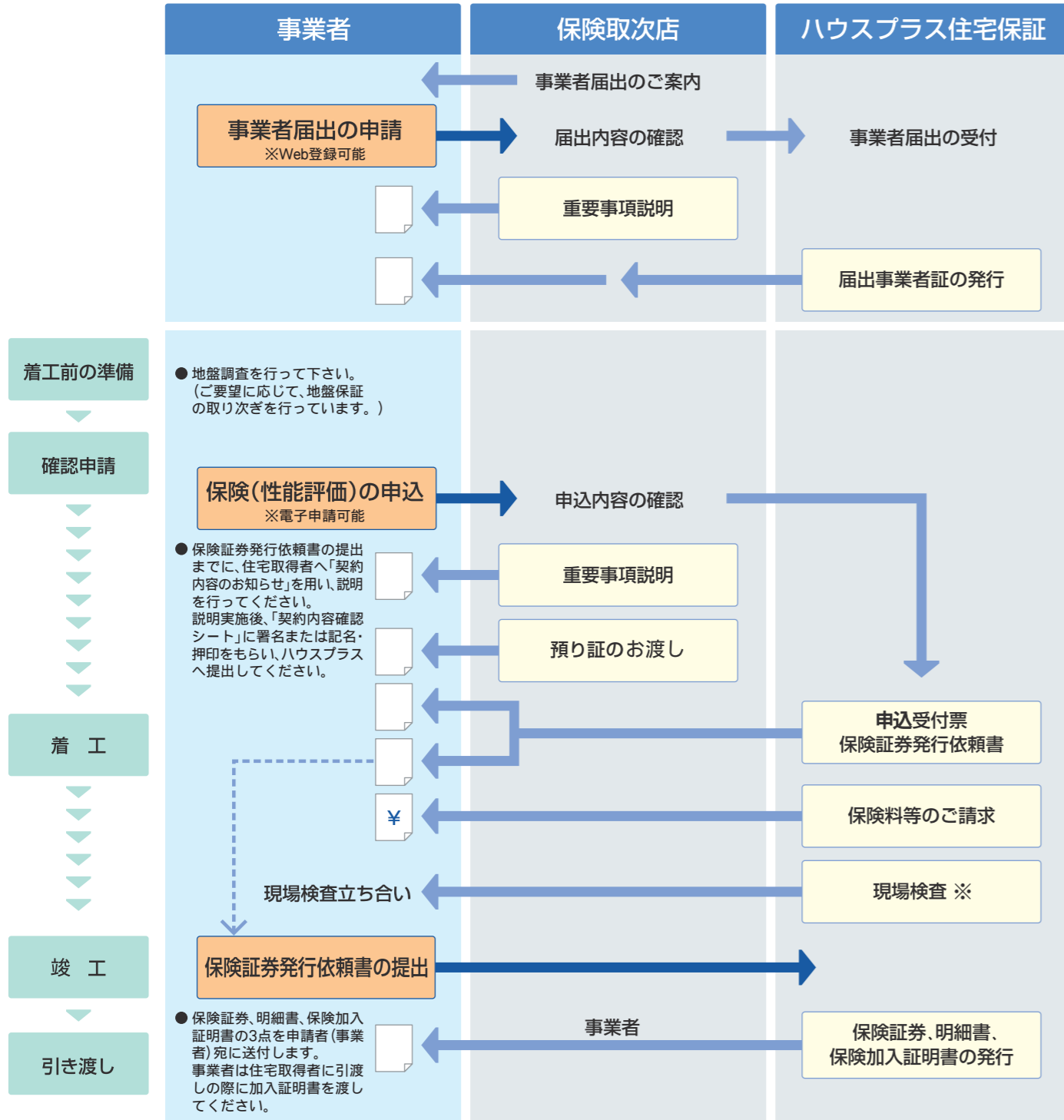
○資力確保数の考え方

全戸数100戸のマンションを、参加事業者3社(すべてが保険利用)の連名にて保険契約した場合、3社それぞれが100戸の住宅に対し100戸の保険を付保した扱いとなります。当社からも、各参加事業者に対して、100戸分の保険を付保されている旨の通知(保険契約締結証明書)を送付します。これにより、全3社すべてが、100戸の資力確保義務に対し100戸分の資力確保を行っているものとみなされます。

※ 中小企業コースを適用するためには、すべての参加事業者が中小企業コースの対象である場合に限り適用となります。

※ 詳細は、当社または当社取次店までお問合せください

▶ 保険証券発行までのながれ



※現場検査について

- 初回検査は受付完了後、検査員から日程調整のお電話をいたします。現場検査に必要な設計施工確認シートは検査員が検査時にお渡しします。
- 検査回数
 - 階数が3以下(地階を含む)の住宅の場合
 - ① 基礎配筋工事の完了時
 - ② 躯体工事の完了時または下地張り直前の完了時
 - 検査は原則2回行います。
 - 階数が4以上(地階を含む)の住宅の場合
 - ① 基礎配筋工事の完了時
 - ② 最下階から数えて2階および3に7の自然倍数を加えた階の床の躯体工事の完了時
 - ③ 屋根工事の完了時または下地張りの直前の工事の完了時
 - 検査は3回以上行います。
- 建設住宅性能評価を受ける住宅の場合
 - 各回の検査は性能評価の現場検査で行うものとし、防水検査を追加します。
 - ただし、他の性能評価機関による建設住宅性能評価の場合は、当社が防水検査のみ行うと認める場合に限りです。

▶ ハウスプラスすまい保険 必要書類一覧

保険お申し込み時の必要書類

順番	必要書類	戸建プラン ※3		共同プラン		注意点
		標準	性能評価付 性能評価付優良	標準	性能評価付 性能評価付優良	
1	必要書類事前チェックリスト	○	○	○	○	提出書類を確認するチェックリストになります
2	契約申込書	○	○	○	○	押印前に重要事項説明書の内容をご確認ください
3	確認済証(写)または確認申請書1~5面(写)	○	△ ※1	○	△ ※1	確認申請不要エリアは工事届出書(写)あるいはそれに代わるものを提出
4	地盤調査報告書	○		○		地盤改良工事の要否判断(考察)が必要
5	地盤改良工事報告書(改良工事を行う場合は提出要)	○		○		申込時に提出できない場合は、初回検査時に検査員へ提出
6	面積表	○	△ ※1	○	△ ※1	建築基準法上の延べ床面積(戸建・共同住宅)、瑕疵対象延べ面積、全住戸の専有面積表等、住戸数を確認できるもの(共同住宅のみ)
7	付近見取図	○		○		現地の所在地がわかる案内図
8	配置図	○		○		
9	平面図	○	△ ※1	○	△ ※1	各階
10	立面図またはこれに代わる図面等	○		○ 立面図のみ必要		
11	基礎の状況に関する右記のいずれかの資料	○		○ (a)必須		(a)基礎伏図、及び矩計図(断面図でも可) (b)基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料(平面図および立面図等へ記載したもので可)
12	2階の状況に関する右記のいずれかの資料	○				(a)2階床伏図 (b)2階の床の火打ち梁の位置がわかる資料(平面図へ記載したもので可)
13	防水措置の状況に関する右記のいずれかの資料	○		○		(a)矩計図又は断面図 (b)外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料(平面図及び立面図等へ記載したもので可)
14	仕様書		※4 4号建築物は不要	○		屋根・壁の仕上材、防水下地の種類、防水工法の種類、シーリング材の種類がわかるもの
15	構造図			○		確認申請時に提出した構造図一式(ただし、構造計算書は含みません)
16	既着工住宅の保険契約申込補助シート	○ (右記必須)		○ (右記必須)		付保に必要な現場検査の時期を逸した新築住宅の場合は必須となります

- 【注意】 ※1: すまい保険のお申込みと建設性能評価のお申込みのタイミングが異なる場合は△の書類が必要となります。
 ※2: 4、5、12、13の書類については、すまい保険のお申込み時に揃わない場合、初回現場検査時に検査員へご提出ください。
 ※3: 階数が3以上の戸建プランは、上記必要書類の1~11、13~15をご提出ください。
 ※4: 建築基準法第6条第1項第4号の住宅とは、100㎡以下の共同住宅および、[木造]階数2階以下または高さ13m以下、軒高9m以下、延面積500㎡以下、ならびに[木造以外]階数1階以下または延面積200㎡以下の住宅です。

保険証券発行依頼時の必要書類

1	保険証券発行依頼書(共同住宅の場合、保証対象者一覧表とそのデータ)	受付後に当社より受付票と合わせて送付します。
2	契約内容確認シート(取得者が契約内容についてご理解されたことを確認する書類)	お申込みの際に取次店よりお渡しします。(ホームページからダウンロードできます)
3	検査済証(写)、もしくは当該住宅の完成を確認するための書類(例:竣工写真等)	竣工写真は外観1面以上です。

その他、お申したいプランに応じて追加資料が必要となる場合があります。

付保住宅転売時の必要書類(転売特約付帯契約の場合)

1	転得者証明書発行依頼書	特約付帯手続完了後、当社より送付します。
2	第一取得者からの譲渡通知書(写) (2回目以降の転売の場合は「譲渡通知書(除く第一取得者)」(写))	ホームページからダウンロードできます。
3	保証書(写)	書式の雛形は当社でも用意しています。(ホームページからダウンロードできます)

▶ 既着工新築住宅向けの契約申込みについて

戸建・共同住宅ともに既着工新築住宅（付保に必要な現場検査の時期を逸した新築住宅。ただし、引渡し前の物件に限ります）についても保険をご利用いただけます。

□保険料：当面、着工前申込（中小企業コースの場合はその金額）と同額とします。

□検査料および検査内容

- ・検査料については工事の進捗、構造・床面積等に基づき算定します。
- ・書類検査及び現場検査（非破壊を含む）を実施します。

※料金は戸建住宅であり、木造及び1住棟の延床面積が500㎡未満のRC・SRC・S造かつ階数が3以下（地階を含む）の住宅の場合は添付別紙をご確認ください。該当しない場合は、当社または当社取次店までお問合せください。

【申込方法】

- ・申込手続は通常の契約申込と同様ですが（重要事項説明等も必要）、必要書類に加え工事の進捗状況等をご報告いただく「既着工住宅の保険契約申込補助シート」をご提出いただきます。

▶ 事業者届出について

保険のお申し込みには、ハウスプラス住宅保証への事業者届出が必要となります。

事業者届出料・更新料 **無料**

対象事業者

新築住宅の建設または販売をする「ハウスプラスすまい保険」をご利用になる住宅事業者が対象です。
※届出は法人単位（個人の場合は事業者単位）です。

届出に必要な書類

- ① 事業者届出書
- ② 重要事項確認書
- ③ 建設業許可証の写し、宅地建物取引業免許証の写し
（該当する住宅事業者は必ずご提出ください。）

※住宅事業者の押印は原則公印にてお願いします。

書類の提出窓口

- ・すまい保険取次店窓口にご提出ください。
- ・最寄の取次店は、当社ホームページ上の保険取次店一覧よりご確認ください。

口座振替で申込みできます

- ・振込の手間と振込手数料が不要となります。
- ・預金口座振替依頼書は事業者届出証発送時に同封します。
- ・すでに事業者届出済みの場合は、当社ホームページ（届出事業者さま専用ページ）より預金口座振替依頼書をダウンロードできます。

必要書類を当社が受理した場合、届出事業者証を交付いたします。

届出事業者証に記載される事業者番号は、保険ご利用時に契約申込書にご記入いただく番号です。
届出事業者証は大切に保管してください。

▶ 電子申請について

便利な電子申請のご利用をおすすめします

- ・インターネットにより保険申込を申請できます。
- ・ペーパーレスで押印不要、当社へ直接申請することでよりスピーディーに手続きできます。
- ・「申請中」「交付済み」といった契約の進捗状況をリアルタイムで確認できます。
- ・ご利用を始めるには、当社ホームページ（http://www.houseplus.co.jp/service/sumaihoken_denshi.html）より電子メールまたは書面にてアカウントを申請してください。



▶ ご契約いただく保険の内容

保険金をお支払いする主な場合（詳細は「普通保険約款」または付帯される特約条項をご参照ください。）

- 保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。
 - ・保険の対象とする住宅(以下付保住宅といいます)の基本構造部分の瑕疵に起因して、基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合の事故により、住宅事業者が住宅取得者に対し特定住宅瑕疵担保責任を履行することによって被る損害について保険金をお支払いします。
 - ・付保住宅に事故が発生した場合において、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行しない場合は、当社は、この保険契約における住宅取得者からのご請求に関する規定に基づき、住宅事業者が特定住宅瑕疵担保責任を負担するべきであった損害の範囲において、住宅取得者に対して保険金をお支払いします。この場合、当社は、住宅事業者に対して損害をてん補したものとみなします。
- お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細は「普通保険約款」または付帯される特約条項をご参照ください。
 - ・事故を修補するために必要な材料費、労務費、その他の直接費用
 - ・事故の修補方法等を決定するための損害調査費用（瑕疵の範囲を確定するために必要な調査費用が対象となります。瑕疵の存在の有無は住宅事業者にてお願いします。）
 - ・仮住居・移転費用等

保険金をお支払いできない主な場合（詳細は「普通保険約款」または付帯される特約条項をご参照ください。）

- 次に掲げる事由に起因する損害等（これらの事由がなければ、発生または拡大しなかった損害を含みます。）については、保険金を支払いません。詳細は「普通保険約款」または付帯される特約条項をご参照ください。
 - ・台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、豪雨、洪水もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、騒じょう、労働争議等による偶然もしくは外来の事由
 - ・土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流入・流出または土地造成工事の瑕疵
 - ・付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは付保住宅の性質・材質による結露または瑕疵によらない付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・その他類似の事象
 - ・構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して生じた、付保住宅に居住する者等の傷害・疾病・死亡・後遺障害
 - ・構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して生じた、付保住宅以外の財物の滅失もしくは毀損または当該付保住宅その他財物の使用の阻害
 - ・付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因となる被害が生じた場合この被害に係る損害（ただし、これらの原因により認識された瑕疵により付保住宅が滅失または損傷していない場合を除く）
 - ・その他普通保険約款に規定される事由

保険期間（保険のご契約期間）（詳細は「普通保険約款」または付帯される特約条項をご参照ください。）

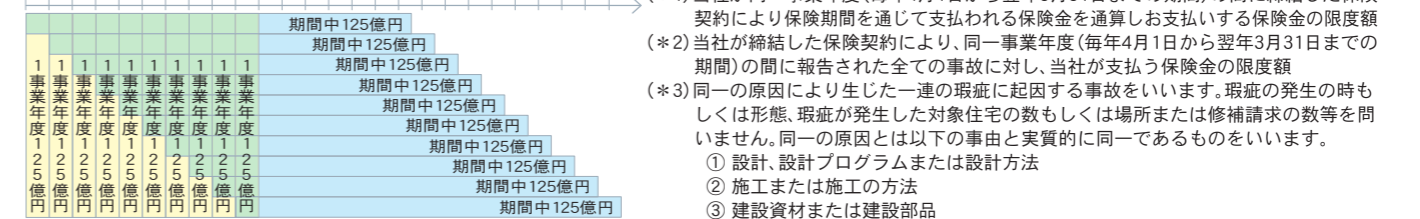
- 戸建住宅および賃貸共同住宅（1住棟の所有の区分が一である共同住宅）
付保住宅を引渡した日から10年間とします。なお、工事完了の日から1年を経過した物件は、竣工日から2年以内であれば任意保険（2号保険）の適用（この場合の保険期間は付保住宅が引渡された日に始まり、建設工事の完了した日から11年目の日を終ります）またはお申込の撤回のいずれかを選択できます。
- 分譲共同住宅（1住棟が固定的な隔壁、扉で区分され、区分所有されているもの）
当該分譲共同住宅の各付保住宅が引渡された日に始まり、その日から起算して10年を経過した日、または建設工事の完了した日から11年を経過した日のいずれか遅い日を終ります。なお、工事完了の日から1年を経過した未入居住宅には引渡し前の住宅の保険責任に係る特約条項が自動付帯されます。

引受条件（保険金額等）（任意保険（2号保険）の場合は、条件が異なります。詳細は「重要事項等のご説明（重要事項説明書）」「普通保険約款」または付帯される特約条項をご参照ください。）

保険金額及び支払限度額について《戸建住宅・共同住宅共通》

項目	限度額	共同住宅について
1 付保住宅の限度額	2,000万円	・建設工事完了日から1年を経過した日までの間は、付保住宅の数に応じて保険金をお支払いします。 ・1住棟に含まれる付保住宅戸数に1付保住宅の限度額を乗じた金額が1住棟あたりの支払限度額となります。
同一引受年度支払限度額（※1）	125億円	左記限度額以外に、一連の事故（※3）に対する保険金の支払いに対応するため、保険法人が共有する保険金支払いに係る限度額があります。
1 事業年度の保険金支払限度額（※2）	125億円	

(H) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32



ただし、次の費用は1付保住宅あたりの限度額の内枠で以下の記載金額を限度とします。

項目	限度額	※ただし、調査費用の実額または戸建は50万円（共同は1住棟あたり200万円）のうち低い方を限度
損害調査費用保険金の支払限度額	1事故につき、修補金額の10%または1付保住宅あたり10万円のいずれか高い額	
仮住居・転居費用保険金の支払限度額	1事故あたり50万円	

この保険契約では、免責金額や縮小てん補割合が次のとおり設定されています。

直接修補費用等の免責金額（戸建・共同とも）	10万円
縮小てん補割合	80%（ただし、被保険者が倒産等の場合100%）

- 保険では支払われない免責金額や縮小てん補割合により減額される部分は、住宅事業者の自己負担となります。
- 当社は保険期間が始まった後であっても、保険料領取前に発見された保険事故による損害については保険金を支払いません。
- 住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合で、住宅取得者に保険金をお支払いする場合、保険では支払われない免責金額（10万円）は、住宅取得者の自己負担となります。

注意事項

- お申込を撤回する場合、申請撤回依頼書が当社に到着するまでに実施した検査の検査料合計額および撤回手数料を申し受けます。

 ハウスプラス住宅保証株式会社 国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号	〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階 Tel.03-5962-3815 Fax.03-5427-3191 URL. http://www.houseplus.co.jp Mail. info@houseplus.co.jp	お問い合わせは 保険取次店
	事故発生時専用ダイヤル 平日 03-5962-3819 土日祝 0120-534-333	

ハウスプラスすまい保険 料金表

戸建住宅

共同住宅

【通常コース】 (保険料は非課税、検査料は消費税込み) (円)

		標準プラン	性能評価付プラン ^(*)	性能評価付優良プラン ^(*)
125㎡未満	保険料	43,900	39,000	33,600
	検査料(2回分)	25,200	5,250	5,250
	計	69,100	44,250	38,850
125㎡以上～150㎡未満	保険料	55,800	49,600	43,100
	検査料(2回分)	31,500	5,250	5,250
	計	87,300	54,850	48,350
150㎡以上～200㎡未満	保険料	77,200	68,700	58,300
	検査料(2回分)	42,000	5,250	5,250
	計	119,200	73,950	63,550
200㎡以上～500㎡未満	保険料	77,200	68,700	58,300
	検査料(2回分)	56,700	5,250	5,250
	計	133,900	73,950	63,550

【中小企業コース】 (保険料は非課税、検査料は消費税込み) (円)

		標準プラン	性能評価付プラン ^(*)	性能評価付優良プラン ^(*)
125㎡未満	保険料	39,600	37,100	32,600
	検査料(2回分)	25,200	5,250	5,250
	計	64,800	42,350	37,850
125㎡以上～150㎡未満	保険料	48,700	45,300	41,200
	検査料(2回分)	31,500	5,250	5,250
	計	80,200	50,550	46,450
150㎡以上～200㎡未満	保険料	60,000	55,900	50,100
	検査料(2回分)	42,000	5,250	5,250
	計	102,000	61,150	55,350
200㎡以上～500㎡未満	保険料	60,000	55,900	50,100
	検査料(2回分)	56,700	5,250	5,250
	計	116,700	61,150	55,350

中小企業コースは資本金3億円以下または従業員数300名以下の事業者、または個人事業者がご利用いただけるコースです。平成22年9月30日をもって、補助金(2,000円/戸)は終了となりました。

*1 別途性能評価の費用が必要になります。

検査は、階数が3以下の住宅の場合、原則として基礎配筋工事の完了時と躯体工事の完了時または下地張り直前の工事の完了時の2回行います。但し、性能評価付優良プランまたは性能評価付プランにおいては、基礎と躯体等の検査は建設住宅性能評価の現場検査で実施するものとし、防水検査を追加します。建設業法の許可が不要な請負業者向けの住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)も販売しています。(戸建住宅、共同住宅とも保険料は上記各プランから4,000円を差し引いた額、紛争処理制度は利用できません。)(2号保険のうち、宅建業者が発注者または買主となる住宅の場合は上記プランから5,040円を差し引いた額、紛争処理制度は利用できません。また、故意・重過失に対し保険金は支払われません。)

性能評価付プラン・・・登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価を受けた住宅が対象
性能評価付優良プラン・・・登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価を受けた、耐震等級2以上かつ劣化対策等級3以上の住宅が対象

保険料(非課税)

【通常コース】 (円)

	標準プラン	性能評価付プラン ^(*)	性能評価付優良プラン ^(*)
40㎡未満	26,000	24,700	24,500
40㎡以上～55㎡未満	29,000	27,600	27,200
55㎡以上～70㎡未満	33,000	31,400	30,900
70㎡以上～85㎡未満	36,200	34,400	33,700
85㎡以上～100㎡未満	40,200	38,000	37,300
100㎡以上～150㎡未満	49,200	46,800	45,600
150㎡以上	66,600	63,400	61,500

【中小企業コース】 (円)

	標準プラン	性能評価付プラン ^(*)	性能評価付優良プラン ^(*)
40㎡未満	25,500	25,400	25,300
40㎡以上～55㎡未満	28,100	27,900	27,800
55㎡以上～70㎡未満	31,100	30,700	30,500
70㎡以上～85㎡未満	33,700	33,300	33,000
85㎡以上～100㎡未満	36,400	35,900	35,600
100㎡以上～150㎡未満	44,400	43,700	43,300
150㎡以上	57,000	55,900	55,200

中小企業コースは資本金3億円以下または従業員数300名以下の事業者、または個人事業者がご利用いただけるコースです。平成22年9月30日をもって、補助金(2,000円/戸)は終了となりました。

*1 別途性能評価の費用が必要になります。

検査料(消費税込み)

階数が3以下(地階を含む)の住宅の場合 階数が4以上(地階を含む)の住宅の場合(表1) (円)

1住棟の延床面積	1回出向ごとの検査料	1住棟の延床面積	1回出向ごとの検査料
125㎡未満	12,600	125㎡未満	12,600
125㎡以上～150㎡未満	15,750	125㎡以上～150㎡未満	15,750
150㎡以上～200㎡未満	21,000	150㎡以上～200㎡未満	21,000
200㎡以上～500㎡未満	28,350	200㎡以上～500㎡未満	28,350
500㎡以上～3,000㎡未満	42,000	500㎡以上～3,000㎡未満	42,000
3,000㎡以上	78,750	3,000㎡以上～30,000㎡未満	78,750
		30,000㎡以上	110,250

建設住宅性能評価を受けた住宅の場合

		検査料
現場検査		建設住宅性能評価で実施
防水検査	階数が3以下(地階を含む)の住宅	5,250
	階数が4以上(地階を含む)の住宅	52,500

性能評価付優良プランで、現場検査を2回以上追加する場合は、1住棟の延床面積に応じて検査1回あたり(表1)の検査料が別途必要となります。

$$1\text{保険契約の保険料等} = 1\text{住戸の平均専有面積に応じた保険料} \times \text{付保住戸数} + \text{検査料}$$

- 「1住戸の平均専有面積」とは、被保険者が保険の対象としようとする住戸(付保住戸)の専有面積の合計を、付保対象住戸数で除した面積をいいます。
- 保険料には、故意・重過失基金再保険料および同基金運営費と住宅紛争処理支援センターへの負担金を含みます。
- 別途、店舗や事務所等の床面積を加えて保険金限度額を増加することができます。詳しくはお問い合わせください。

ハウスプラスすまい保険 既着工新築工事 標準プラン料金表

前提条件(戸建住宅のうち木造及び1住棟の延床面積が500㎡未満のRC・SRC・S造かつ階数が3以下(地階を含む)の住宅)

【通常コース】

(保険料は非課税、検査料は消費税込み) (円)

		標準プラン	
		ケース 1 基礎非破壊検査 + 上棟通常検査	ケース2 基礎非破壊検査 + 耐力壁非破壊検査
125㎡未満	保険料	43,900	43,900
	検査料(2回分)	74,550	93,450
	計	118,450	137,350
125㎡以上 ~ 150㎡未満	保険料	55,800	55,800
	検査料(2回分)	84,000	106,050
	計	139,800	161,850
150㎡以上 ~ 200㎡未満	保険料	77,200	77,200
	検査料(2回分)	99,750	127,050
	計	176,950	204,250
200㎡以上 ~ 500㎡未満	保険料	77,200	77,200
	検査料(2回分)	116,550	145,950
	計	193,750	223,150

【中小企業コース】

(保険料は非課税、検査料は消費税込み) (円)

		標準プラン	
		ケース 1 基礎非破壊検査 + 上棟通常検査	ケース2 基礎非破壊検査 + 耐力壁非破壊検査
125㎡未満	保険料	39,600	39,600
	検査料(2回分)	74,550	93,450
	計	114,150	133,050
125㎡以上 ~ 150㎡未満	保険料	48,700	48,700
	検査料(2回分)	84,000	106,050
	計	132,700	154,750
150㎡以上 ~ 200㎡未満	保険料	60,000	60,000
	検査料(2回分)	99,750	127,050
	計	159,750	187,050
200㎡以上 ~ 500㎡未満	保険料	60,000	60,000
	検査料(2回分)	116,550	145,950
	計	176,550	205,950

ケース1 基礎コンクリートを打設直後で配筋検査のみ不可能な場合(上棟後検査は通常どおりで可能)

ケース2 壁ボードまで施工が完了しており、耐力壁の検査が不可能な場合(引渡し前であることが前提)

上記ケース1、ケース2は木造住宅の標準プランを前提としています。その他の工法およびその他のプランについては当社までお問合せください。

保険料には、故意・重過失基金再保険料および同基金運営費と住宅紛争処理支援センターへの負担金を含みます。
 中小企業コースは資本金3億円以下または従業員数300名以下の事業者、または個人事業者がご利用いただけるコースです。
 平成22年9月30日をもって、補助金(2,000円/戸)は終了となりました。